

総務省令第 号

統計法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第 号）の施行に伴い、統計法（平成十九年

法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、全国物価統計調査規則を廃止する省令を次のように定める。

平成二十四年 月 日

総務大臣 川端 達夫

全国物価統計調査規則を廃止する省令

全国物価統計調査規則（昭和五十七年総理府令第三十三号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による廃止前の全国物価統計調査規則第十七条の規定に基づく調査票、調査票の内容が転写されている電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方

式で作られた記録をいう。以下この条において同じ。）及び結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録の保存については、なお従前の例による。

（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第三条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表全国物価統計調査規則（昭和五十七年総理府令第三十三号）の項を削る。